

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S2021081・SK2021218・SK2021217

③ 施設の情報

名称：岡山市善隣館	種別：児童養護施設	
代表者氏名：大上和夫	定員(利用人数)：25名	
所在地：岡山県岡山市中区西川原 176		
TEL：086-272-2798	ホームページ： https://www.city.okayama.jp/shisei/0000009286.html	
【施設の概要】		
開設年月日：1946年1月15日		
経営法人・設置主体(法人名等)：岡山市		
職員数	常勤職員：19名	非常勤職員：3名
有資格 職員数	保育士：8名	栄養士：1名
	公認心理師：1名	調理師：3名
	医師(嘱託)：1名	社会福祉士：4名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	未就学児部屋：1室、女性部屋：6室、男性部屋：8室	事務室、食堂、調理室、男女浴室、給湯室、宿直室、相談室、医務室、男女トイレ、静養室、グラウンド、鉄棒、滑り台、ブランコ、砂場、別館「らくゆう」など

④ 理念・基本方針

【理念】

○子どもの最善の利益のために、児童に対し安定した生活環境を整えるとともに、児童が喪失した基本的信頼関係の回復と児童の社会性の獲得を支援していく。

(1) 入所児童が安全に安心した生活を営むことができるよう、児童の生命と人権を守り、育む。

(2) 児童の意思を尊重しつつ、児童の成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育を行い、子どもの最善の利益の実現を目指す。

(3) 児童の自立と社会参加につとめるとともに、地域のニーズに答え得る機能を持つ

た施設運営にあたる。

【基本方針】

- (1) 児童に温かい愛情と潤いに満ちた家庭的雰囲気を与え、安心と信頼感に満ちた生活環境を確立する。
- (2) 児童自らすすんで、その能力に応じて十分個性を発揮させる。
- (3) 心身の健全な発達を図り、社会人としてふさわしい人格を形成する。

⑤施設の特徴的な取組

- 12名の入所児童を幼児・女子及び男子児童の2ユニットに分け、支援担当の児童指導員・保育士が1～3人の担当児童を受け持つことで、家庭的雰囲気づくりや支援の一環性確保に努めています。
- 児童の生活リズム・行動を大切にし、判断を促すようにしています。
- 敷地内に別館らくゆうが設置されており、日中保育や地域交流の場所として活用されています。
- 駅に近く、通学に便利な立地にあるため、高校進学時に他の児童養護施設から措置変更されてくる児童もあります。
- 全国に5施設しかない公設公営ゆえに毎年的人事異動がありますが、毎月のケース会議や職員会議、居室会議や各種記録等を通じ、職員の意思疎通と共通認識形成を図っています。
- 駅に近く、来館し易い立地もあって、多数の一般・学生ボランティアが学習支援・余暇活動・行事の運営等に関わっていただいています。
- 当地で長年運営しているため、子ども会や町内会、老人会等との関係も深く、地域行事には積極的に参加させていただいています。
- 福祉事務所の「地域こども相談センター」から要請に応じ、ショートステイにも取り組んでいます。
- 近年、入所してくる子どもの発達障害、知的障害、情緒障害が増加しており、支援も複雑・高度化しています。そうしたことも受け、古い建物ながら「中舎制準ユニット」的な工夫をしています。また、順次工事を行い2階に風呂、キッチン、トイレの洋式化を進めるなど環境改善にも取り組んでいます。近い将来には改築しユニット化、里親研修機能なども備えた施設へと整備する構想もあります。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(和暦)	2023年6月26日(契約日) ～ 2024年3月7日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	2020年度・令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

岡山市を母体とする公立施設であるため、市の政策(計画)に応じた養育・支援を行っています。念願であった受審施設の建て替えを実現する見通しがつき、現在、その検討が進められています。これによって近い将来、小規模ユニット化や多機能化など、国が進める「新しい社会的養育ビジョン」に沿った社会的養育拠点に生まれ変わる第一歩を踏み出しました。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

公立施設の強みを生かして、安定的な施設運営が行われています。岡山市には、多種多様な専門職員(児童福祉司、保育士、栄養士など)が在籍しており、人事異動によってこれらの専門職員が受審施設に配属されることから、質の高い養育・支援を行うことができます。人材育成や福利厚生は、総務局人事課が管理しており、内容も充実しています。その他、実習生については1人につき1人の職員を当て、きめ細やかな指導を行っています。

一方、災害対策については、「危機管理マニュアル」の整備、消防計画策定、非常時持出バック、食糧備蓄、毎月1回の訓練など災害への備えが取り組まれています。また、退所後の支援として、退所した子どもの様子を見に担当職員が家庭訪問に伺っている点は高く評価できますが、公立公営施設ゆえに職員異動があり、子どもが会いに戻ってこられる古株の職員が施設にいないことが少し残念です。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

ボランティア団体、地域、学校、老人クラブ、ライオンズクラブ等との豊かなネットワークの中で子どもの養育・支援を実施している点は高く評価できます。コロナ禍で薄くなったこれらのネットワークの再構築を図り、一層地域連携・地域貢献に取り組んでいただければと思います。

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

権利擁護について、児童会、受審施設の意見箱、権利ノートの活用等、子どもが自身の権利を理解して、周りに主張しやすいような環境づくりに努めています。子どもの移行支援や退所後のリービングケアについて、担当職員が中心となって子どもが不安を抱えないように支援が行われています。心理的ケアや性教育については、心理担当職員(公認心理師)を中心として年齢や発育に応じた面談、支援プログラムが実施されています。家族支援について、保護者への必要な報告だけでなく、子どもの成長や日々のポジティブな変化を積極的に電話等で伝えることで家族関係の修復に努めています。また、退所後の子どもや家族に施設のイベントを案内して、退所後も継続して支援が行える体制づくりに努めています。

◇改善を求められる点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

前回(2021年)の第三者評価でも課題に挙げさせていただいた入所する子どもやその保護者に対する情報提供が、依然として十分に行なわれていません。子どもの特性が変化していることや、連絡、交流を取りづらい保護者が多いことなどの事情は理解できますが、子どもの権利保障や施設運営の透明性を確保する観点から、改善に向けた検討が行われるよう期待しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

苦情解決の仕組み・体制は整っていますが、苦情受付-対応の記録が残されていません。「苦情の捉え方」や「何を苦情と捉えるか」についての基準が高いようですので、改めて外部研修や内部協議で確認するとともに、小さな「意見」「質問」レベルから記録を残すよう取り込まれることを勧めます。また、「善隣館業務マニュアル」や「危機管理マニュアル」では様々なリスク対応について定められていますが、ヒヤリハットに関する記録が残されていません。苦情解決と同様に施設内外で起こった事故・怪我などを細目に記録に残すことをお勧めします。

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

インターネットの使用や、スマートフォンの取り扱いについての指導マニュアルが確認できませんでした。退所後のリービングケアの一環として、子どもがスマートフォンを購入した際に職員が指導できるマニュアル等を作成してみてはいかがでしょうか。また、社会経験の拡大について、職場実習・職場体験が積極的に行われていません。前回(2021年)の第三者評価でも、施設規模での協力事業主等の受け入れ先開拓は課題となっていました。アルバイトの奨励だけでなく、職場実習や職場体験等が実施されることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

『子どもたちの笑顔を増やそう！必要な家庭に、必要な支援（施策）を、速やかに、間違いなく届けよう！』をスローガンに、職員は日々の養育・支援に真摯に取り組む、子どもたちには寄り添い、向かい合っています。

今回の第三者評価の受審過程で、職員自身の子どもたちへの向き合い方や養育を振り返り、課題を整理する大変貴重な機会となりました。今後とも子どもの最善の利益を尊重しながら、全職員一丸となって、より質の高い充実した支援・施設運営に努めていきたいと思っております。さらに、地域との交流促進に取り組み、地域の福祉ニーズにも応じられるよう、なお一層努力してまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果(児童養護施設)

共通評価基準(45項目)

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—(1)—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 善隣館業務マニュアルの最初に受審施設の目的・基本理念・運営方針と養育目標を明記しています。これらは少なくとも毎年度はじめの4月度職員会議で読み合わせを行っていますが、とくに人事異動によって新たに配属された職員に対しては個別に説明を行い、理解を促しています。なお、養育目標はパンフレットに記載し、来館者や保護者に周知しています。また、職員室内にも掲示して職員がいつでも確認できるようにしています。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 受審施設は公立施設であり、経営の主体は岡山市です。また、行政機構上は岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課所管の施設に位置づけられます。こうしたことから、受審施設では「岡山市子ども・子育て支援プラン2020(令和2年度から令和6年度)」や「岡山県社会的養育推進計画」に基づき、事業(養育)を行っています。施設経営を取り巻く環境や課題の把握についても、施設長・事務長を中心に原課のこども福祉課や岡山市こども総合相談所(岡山市の児相)と連絡を取り合い、市全体として行っています。		
③	Ⅰ—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 受審施設が抱える主な課題は入所する子どもの変化(障害のある子どもの増加など)や人事(専門性・男女比)、そして建物の建て替えなどです。これらのうち、受		

審施設内で対応(専決)可能な課題は、毎月の職員会議や委員会活動(性教育・児童の権利擁護委員会・施設内暴力検討委員会・スキルアップ研修委員会・食育推進委員会)で協議しています。一方、受審施設内では対応できない課題については、その都度、原課のこども福祉課と協議を行い対応しています。しかし、当初予算の範囲内で対応することが原則であり、また、新たな予算措置を必要とする課題などは財政局財政課との協議も必要になることから、あらゆる課題に対応できるわけではありません。受審施設は課題を抱えた子どもたちが入所する生活の場ですから、速やかに対応できる体制の整備が必要だと考えます。なお、以前から懸案だった建物の老朽化については、国の「新しい社会的養育ビジョン」も相まって、現在、建て替えに向けてこども福祉課との間で協議を行っています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020(令和2年度から令和6年度)」の中に、事業名「児童養護施設の運営(善隣館)」として明記しています。具体的には、事業概要(目的):「保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、併せて退所した者に対する相談に応じ、自立のための援助を行う。」、計画内容(具体的な取組み):「社会的養育推進計画を踏まえ、公的施設の果たす機能を検討する。」としています。なお、評価項目3で述べたとおり、施設の建て替えに向けては「岡山市公共施設等総合管理計画・個別施設計画(善隣館)」を策定し、既に市議会へ報告しています。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は、「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020(令和2年度から令和6年度)」に基づいて、毎年度の事業(養育)を行っています。もっとも、この「プラン 2020」は、かなり大局的な視点でとらえた内容であり、これを基に計画的な事業運営を行うことは、なかなか難しいのではないのでしょうか。現在、受審施設の単年度事業計画は原課のこども福祉課が作成するそれに含まれており、受審施設が独自に策定する単年度計画は「行事計画」と各種委員会が作成する「年間計画」に留まります。可能ならばこども福祉課の単年度計画を踏まえた、受審施設独自のロードマップを作成されてはいかがでしょうか。</p>		
I—3—(2)事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
<コメント>		

<p>こども福祉課の単年度事業計画作成にあたっては、受審施設内で毎月開催する職員会議に挙げた意見や、統括主任保育士が各職員から集約した意見、さらに児童会から出された意見などを踏まえ、施設長・事務長がこども福祉課に挙げて調整しています。また、策定されたこども福祉課の単年度事業計画は新年度はじめの4月度職員会議で職員に説明し、共有しています。なお、事業計画の評価やそれに基づいた見直しは行っていません。</p>		
7	<p>I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>入所する子どもの保護者の多くは普段から音信不通で交流がない状態にあります。このような事情があることから保護者に対する事業計画の説明、周知は行っていません。また、入所中の子どもには年度はじめの児童会で行事予定表など直接子どもに関係することは説明していますが、それ以外ことは説明していません。そこで、保護者に対しては広報誌(施設通信・便りなど)の発行、送付やSNSを利用した情報伝達方法などが考えられます。また、入所する子どもに対しては、児童会で計画全体を説明することが望まれますが、その際には年少児や障害のある子どもなどに配慮して、職員による寸劇や紙芝居など、分かりやすい工夫を行うように心掛けたいものです。前回の評価から改善が見られないので、「c」評価にさせていただきました。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では「倫理綱領」を定めており、その中に「児童の権利擁護」や「児童の最善の利益と実現」、「児童自立支援」や「専門性の向上」、「地域の中での育み」や「活力ある施設運営」を掲げています。いわば、これらが受審施設における養育、支援の基本を示したものだといえます。また、これとは別に「善隣館業務マニュアル」を策定し、養育・支援の基本を明らかにしています。なお、倫理綱領は「業務マニュアル」内に綴じて、年度はじめの職員会議で読み合わせをしています。一方、実務面では、各職員の連絡・相談役となる統括主任保育士を置くほか、会議体として居室会議やケース会議を設けて職員の話聞き、課題を集約、検討しています。これらを通して挙げた意見や提案は、全職員が参加する職員会議で協議されます。なお、年1回の自己評価や3年に1回の第三者評価は定期的に受審しており、結果に基づいて取り組めるものから改善しています。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・㉕・c
<p><コメント></p>		

養育・支援上の課題については、居室会議やケース会議で協議され、職員会議に集約された後、改善策は内容に応じて各委員会や現場のフロアで取り組んでいます。なお、施設運営全体に関することや新たな予算措置が必要なこと、その他、受審施設の専決事項に当てはまらない事柄については、原課のこども福祉課や財政局財政課などと協議して対応策を検討しています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 「岡山市善隣館管理規程」に施設長の職務を定めています。これに基づき毎年度の「業務の流れ」（組織図）と「職務分担表」を定めて指揮系統と自らの業務内容を明らかにしています。なお、これらの文書は毎年度はじめの4月度職員会議で全職員に配布し、説明を行っています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 施設長は、公立施設の強みを生かして、原課のこども福祉課や岡山市こども総合相談所（児童相談所）と密接な連携を図り、関係法令の理解や国・県・市の政策動向の把握、また、施設運営に必要な知識の獲得を積極的に行っています。さらに、総務局人事課が実施する職員研修の受講はもちろんのこと、岡山県児童養護施設等協議会などの関係団体が実施する研修も受講しています。なお、研修を受講して得られたことは、職員会議で職員に周知しています。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 評価項目10で指摘のほか、行政職である施設長は養育・支援に関する知識を得るため、自ら積極的に研修を受講するなどして自己研鑽に励んでいます。また、養育・支援現場の課題や職員からの要望などについては原課のこども福祉課や岡山市こども総合相談所（児童相談所）と密接な連携を図り、解決・緩和に向けて取り組んでいます。また、職員のローテーションが合わないときなどはフロアのサポートや宿直も行うとのこと。自己評価結果によると、職員からは「現場職員の話をよく聞いてくれる」や「一緒に考えたり、アドバイスをしてくれる」、「関係機関との重要な窓口になっている」など肯定的な記述が多く見られました。		

13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、評価項目 8・9 で述べたとおり、受審施設内の課題を集約、検討、対応する体制を維持し、それを管理しています。また、受審施設内の労務、財務を担当する事務長と共に労働環境の整備も進めています。繰り返しになりますが、課題を抱えた子どもが生活する施設ですから、業務の改善や実効性を高める取組みについては、迅速、臨機応変に対応できる体制を整備することが望まれます。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の正規職員は岡山市の一般行政職・社会福祉職・免許資格職(保育士・児童福祉司・児童心理司・栄養士など)であり、会計年度任用職員には保育士・宿直専門員などがいます。いずれも、岡山市の人事基準に基づき総務局人事課が調整し、市長が命じて職員を配置しています。このように受審施設には人事権がありませんから、職員の配置については原課のこども福祉課に要望、協議の上、同課を通して人事課へ要求することになります。一方で、福祉専門職の採用が進む現在は、前任地を岡山市こども総合相談所(児童相談所)や地域こども相談センターとする児童福祉司や保育士がいるなど、要保護児童などの養育・支援に経験豊富な職員を得ることが可能です。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 14 で述べたとおり、受審施設の人事は岡山市の人事基準に基づき総務局人事課が担い、最終的には市長が決めています。また、採用や昇任、給与については岡山市人事委員会が実施、調査・研究・勧告などを行っています。なお、正規職員は概ね3年から5年程度で異動があり、個々の職員の希望は必ずしも叶うわけではありませんが、職員にインタビューをする限りでは処遇、異動のいずれについても、公務員の宿命と割り切っている様子に見受けられました。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の人事管理は総務局人事課が行っています。全市的な人事管理の取組みとして、原課のこども福祉課長が就業状況や異動希望などに関するヒアリングを年1回行っています。また、年次有給休暇や特別休暇取得の取得推奨やワーク</p>		

<p>ライフバランスへの配慮など、労働者の権利保障と働きやすい職場づくりには積極的に取り組んでいます。さらに、福利厚生についても地方公務員共済制度をはじめ充実しています。なお、受審施設は原課のこども福祉課(市役所本庁舎)とは異なる場所にあることから、施設長は職員の就労状況や課題の把握に気を配り、相談などがあれば逐一応じるとともに、必要に応じてこども福祉課長へ伝達、要望しています。これとは別に、毎月のシフト組みについては統括主任保育士が各職員の希望を聴き取り、できる限り希望に添った勤務表を作成しています。</p>		
<p>Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の人材育成は総務局人事課人材育成室が行っています。「岡山市人材育成ビジョン」に基づき組織的、計画的な人材育成を行っていますが、その体制は充実しており、職員研修も基本研修(階級別)・課題研修・キャリア形成支援研修などに体系化されています。また、岡山市では目標取組制度を導入しており、受審施設の職員も毎年度それに取り組んでいます。具体的には年度はじめの4月に原課のこども福祉課長が全職員に対して当該年度のテーマを示します。各職員はそのテーマを達成するための目標を個々に設定し、課長に提出します。その後、各職員は自ら設定した目標の達成をめざして自己研さんを図り、10月に中間評価、3月に最終評価を行って課長に提出、課長はそれを人事課に報告するしくみです。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の正規職員は岡山市こども総合相談所(児童相談所)や地域こども相談センターのほか、市立保育所、学校など岡山市の他の現業部所から異動してきた職員が多く、既にある程度の経験と専門性を身につけた職員が多いという特徴があります。その一方で、受審施設は社会的養育を担う施設であることから、これまで培ってきた経験や能力をそのまま生かすことができない場面も少なくありません。そこで、受審施設では総務局人事課人材育成室が実施する市職員研修体系とは別に独自の研修を用意し実施しています。それらはスキルアップ研修委員会が年度はじめの5月に年間計画を示して実施するほか、これとは別に施設長・事務長が「職員研修予定表」(職場外 OFF-JT の一覧)を作成して職員に受講を勧めています。なお、スキルアップ研修委員会が用意する研修は、そのほとんどが同種他施設への宿泊研修の形態を取っていることが特徴的です。職員にその理由を尋ねたところ、ややもすれば井の中の蛙になりがちな現状を踏まえ、他施設の養育・支援を実習することで外部からの風を呼び込むため、また、国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、小規模化、多機能化をめざす必要がある中、先行する施設の様子を実地研修するためとのことです。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	(a)・b・c

<p><コメント></p> <p>職員の資格取得状況や能力水準の管理も総務局人事課が行っています。市職員研修とは別に、養育などに必要な専門的知識・技術については、岡山市こども総合相談所(児童相談所)や岡山県養護施設等協議会が主催する研修などに職員を派遣しています。最近、オンライン研修も増えたことから、職員の希望に応じて研修を受講できるようにできる限り考慮しています。職員へのインタビューによると希望する研修への参加は配慮をしてくれているとのこと。なお、新しい取り組みとして、YouTube 動画を活用して専門知識、技術を修得する研修も行っています。これとは別に受審施設では、フロアリーダー職員が各職員のOJTを行っています。また、評価項目 14 で述べたとおり、受審施設には各職員の連絡・相談役となる統括主任保育士を置いており、スーパーバイズの役割を發揮しています。</p>		
<p>II—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>II—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、保育実習を中心に年間約 10 の養成校から 20 人以上の実習生を受入れています。実習にあたっては「保育実習生実習事前オリエンテーション資料」を作成し、実習目標から実習記録、反省会、注意事項まで詳細に説明を行っています。実習時には実習生一人ひとりに担当職員を付け指導を行うほか、毎日振り返りと反省を行っています。なお、以前は社会福祉士実習も受入れていましたが、実習指導者が異動し、現在は有資格者がいないため、受入れていないとのこと。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は、独自の情報発信媒体を持っていません。このため、独自に情報公開は行っておらず、市全体の事業計画・報告や予算・決算(歳入・歳出)として岡山市ホームページや岡山市立図書館などで公開しています。その中、唯一の情報発信手段ともいえる、手作り冊子『なかよし』を年 1 回発行しています。この冊子には入所児童の作文や絵をはじめ、地元町内会やボランティアグループ、さらに児童が通う幼小中高校の教員、そして施設職員らによるメッセージやコメントが満載されています。この冊子は施設の役割を伝え、理解を得るための有効な情報源となっています。</p>		
22	<p>II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

受審施設の会計は事務長が行い、施設長を経て原課のこども福祉課長以上の決裁を得ています。当然のことですが、これらは岡山市の会計規程によって定められており、各者はそれに基づいて粛々と事務を進めています。決算についても同ルートで上程され、最終的には市議会の議決を経て確定します。なお、他の民間社会福祉施設と同様に年1回、岡山市監査指導課による指導監査を受けています。

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍以前は、地域のサロンと交流したり、児童館のイベントに参加したりしていました。また、ボランティア団体、老人クラブ、ライオンズクラブ等と連携を図りながら各種イベントを開催していました。コロナ禍も収束し徐々にこれらの行事も回復しつつあります。また、文集「なかよし」を発行し関係団体に配布しています。学校の友人も気軽に遊びに来たり、子どもたちも柔軟に外出・交流したりできています。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍以前は年間400人を超えるボランティアを受け入れていました。コロナ禍により縮小・減少したものの、2023(令和5)年5月の5類感染症移行後、学習ボランティアが徐々に回復しつつあります。ボランティア受け入れに関する対応は「善隣館業務マニュアル」の「9 対外関係」の中に定められています。受け入れは原則団体単位とし、事前に見学・面談を行い、留意事項等も伝達した上で登録してもらい活動してもらっています。</p>		
II—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>公設公営であり市こども福祉課が主管しているため、市とは一体的に業務が行われ、岡山市こども総合相談所(児童相談所)とも緊密な連携がとられています。岡山市こども総合相談所(児童相談所)とは年1回(5月)情報交換を行っているほか、8~9月には子どもの面談のため来館されています。また、5・12月の年2回小学校担任教員との懇談会の開催、小中高教員を招いて卒業を祝う会の開催などを行っています。ボランティア団体、老人クラブやライオンズクラブ等とも連携を図りながら、子どもの養育・支援を実施しています。</p>		
II—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>地域や学校との懇談会などを通じて地域のニーズや福祉課題の把握に努めています。また、児童相談所との連携により一時保護や里親支援などにも取り組んでいます。さらに、地域からの要請で館庭に地域防災のための土嚢ステーションも設置しています。小学校学区の子育て懇談会に出席し、子育て関係機関との情報共有、情報交換を行っています。地域との交流を深める中で、相談活動や防災活動など一層地域貢献に取り組んでいただければと思います。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020」（2020年～2024年）に「善隣館は子ども総合相談所と一体となり、里親の募集・育成・支援を担う機能を強化します」（p.129）とされており、里親支援への取組が期待されています。また、前項目でも触れたように、地域からの要請で館庭に地域防災のための土嚢ステーションも設置しています。小学校学区の子育て懇談会に出席し、関係機関との情報共有、連携を行うなど、地域公益的活動に多面的に取り組んでいます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1)子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>「善隣館業務マニュアル」および「新年度職員申合せ」に理念や基本方針として子どもを尊重した養育・支援の実施について明示するとともに、標準的な支援方法も文章化されています。また、毎日の引継ぎ、職員会議、居室会議、ケース会議、業務日誌等を通じて支援内容の共通認識形成を図っており、これらを通じて子どもの尊重や基本的人権、標準的な方法への反映、虐待防止についての徹底が行われています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関しては、「善隣館業務マニュアル」や「危機管理マニュアル」、「新年度職員申合せ」に記載され職員会議等においても確認されています。</p>		

<p>入所時の説明の中で児童にも説明されています。中学生から個室もしくは仕切りで区切られた居室を提供され、プライバシーの保護にも配慮しています。保護者への情報提供は必要に応じて対応されています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの入所時には、館内を担当職員が案内するとともに、「はじめまして ようこそ善隣館へ」のリーフレットを渡し、日課・園内行事や決まりなどを伝えています。「はじめまして ようこそ善隣館へ」は漢字版とひらがな版が用意されています。保護者とのやりとりが岡山市こども総合相談所(児童相談所)に許可されている場合は、必要に応じて保護者に学校行事・館行事の連絡や問題等があれば連絡を入れるなど、情報提供をしています。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「はじめまして ようこそ善隣館へ」のリーフレットも作成されており、入所時の面談等でわかりやすく説明しています。「はじめまして ようこそ善隣館へ」は漢字版とひらがな版が用意されています。しかし、保護者とのやりとりが岡山市こども総合相談所(児童相談所)に許可されていない場合や、関係が作りにくい保護者などへは説明が十分にできていない場合があります。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの最善の利益のために、年2回自立支援計画の見直しが図られています。また、平素からケース会議等で保護者や関係機関へ情報提供・共有を諮っています。措置変更や地域・家庭への移行支援も、引き継ぎケース会議に参加しています。家庭復帰の場合は、退所前に児童相談所・担当職員・学校などの関係者によるケース会議を開催し、今後の支援を検討しています。退所1ヶ月後を目途に職員が家庭訪問を行っています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回全員参加の児童会を開催しています。また、権利ノートの配布、意見箱の設置を通じて子どもの声を受け止めるようにしています。職員の中に子どもの声は積極的に聞こうという姿勢はありますが、子どもの職員に対する好みもあり、子どもの意向を聞き慣れた職員が柔軟に受け止め対応できるよう配慮されています。毎年8~9月には児童相談所による全ての子どもへの面談も行われています。但し、満足度調査とその分析・検討・対策の部分が弱いようですので、年1</p>		

回程度実施できるよう工夫してみたいかがでしょうか。		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組み・体制は整っています。苦情対応の様式はあるものの、苦情解決の記録が残されておらず、その点についても苦情が出ていないとの説明でした。また、玄関の苦情解決の仕組みを紹介した掲示物は古いままでしかも裏の方に落ちていました。「苦情の捉え方」や「何を苦情と捉えるか」について改めて外部研修や内部協議で確認するとともに、小さなことでも記録を残すことを勧めます。併せて、掲示物の更新、苦情アンケートの実施をお勧めします。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>「はじめまして ようこそ善隣館へ」のリーフレットを作成し、入所生活の説明や職員紹介を丁寧に行うとともに、困ったときの相談に職員が対応すること、意見の言える場としての児童会や紙に書いて相談できる意見箱があること、第三者委員がいることなどが説明されています。子どもと担当職員との相性などもあるため、他の職員にも相談しやすいような環境づくりに全職員が努めています。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱への投書は月末に回収しています。意見については職員会議にかけ検討がなされ返答し、改善につなげています。その他の手段で把握された苦情や意見は居室会議や職員会議で協議し、組織的かつ迅速に対応しています。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「善隣館業務マニュアル」や「危機管理マニュアル」において、様々なリスク対応について詳細に規定しています。また、性教育・児童の権利擁護委員会や施設内暴力検討委員会などで子どもの安全確保について話し合っています。「事例を検討する機会が少ない」や「ヒヤリハット記録が残されていない」などの職員の声もあるため、委員会での検討内容をできるだけ全職員と共有するよう工夫するとともに、小さなことでも記録を残し共有するよう取り組んでいただければと思います。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」(2008(平成20)年策定、最新更新2023(令和5)年)が整</p>		

備されており、様々な感染症対策についても予防から発生時の対応まで明記されています。新型コロナウイルスの5類感染症移行後の現在も玄関、事務室、食堂、廊下、居室等に消毒液を設置するとともに換気や手洗い等の感染症対策を行っています。感染症が発生した場合も罹患した子どもへの個別対応などで感染拡大防止を図っています。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」において火災・地震発生時の対応が整備されています。また、消防計画も策定されています。非常時の持出バックも備えています。受審施設裏の防災倉庫には3日分の食糧備蓄があります。毎月1回、曜日、昼夜、災害の種類、発災場所などを変えながら防災訓練を実施しており記録が残されています。シフト勤務のため防災訓練が全員参加でできない点が課題です。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「善隣館業務マニュアル」が策定されており、運営方針、理念、諸規定、倫理綱領、勤務、ケース記録、業務内容、職員間連携、安全管理、対外関係、保護者対応など網羅的に業務の実施方法まとめられています。これらの内容は、毎年度初めの職員会議にて「新年度申合せ事項」として全職員間で確認・共有されています。また、職員会議、ケース会議、居室会議、毎日13:15からの引継ぎにおいて、また、業務日誌を通じて子どもたちの様子が共有され、支援が行われています。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「善隣館業務マニュアル」などは月1回の職員会議、ケース会議、各種委員会の中で必要に応じて検証と見直しを行っています。年度替わりは職員異動もあるため「新年度申合せ事項」を点検しています。職員の声の中には「標準的な実施方法の見直しが十分ではない」などの指摘もあるため、児童自立支援計画、職員・子どもたちからの意見や提案などを踏まえて、定期的に更新されるようお願いしています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p>		

<p>自立支援計画策定責任者は統括管理者が担っています。入所後に生活の様子を見ながらアセスメントし自立支援計画を策定しています。アセスメントシートは児童相談所規定のサポートシートを使用しています。職員の支援レベルに差があるものの、自立支援計画に基づき一人ひとりの子どもの状態に沿った支援ができるよう職員間で協力しあっています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年5月と10月に全ての子どもの自立支援計画の見直しを行い、児童相談所に提出しています。職員の自己評価も「自立支援計画については、計画—実施—評価—見直しがきちんと出来ている」との声が多くありました。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3)養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース記録の方法については「善隣館業務マニュアル」の「5. ケース記録の書き方について」および「新年度申合せ事項」に記載されており、職員会議で確認・共有されています。基本的には各担当職員がケース記録を入力しています。そのうえでケース記録のフォルダを他の職員と情報共有しています。子ども一人ひとりの様子を日々の引継ぎで話し合いをして記録を残しています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり職員は岡山市の公務員なので、文書の管理は岡山市の個人情報保護条例等諸規程に則り遵守されています。記録は施設長の鍵のかかる書庫に保管されています。書類に関しての持ち出しは施設長の許可が必要です。また、文書は事務室以外から持ち出さないように徹底されています。</p>		

内容評価基準(24項目)

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1)子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>権利擁護について、岡山市の基本的な設置基準に加えて、受審施設独自に規程やマニュアルが整備されています。権利擁護に関する研修は行政が主催する人材育成研修に参加しており、受講する度にステップアップ出来るような研修計画が</p>		

<p>組まれています。また、権利擁護委員会や施設内暴力等検討委員会を設置しており、定期的に会議が開催されています。受審施設の複数箇所には意見箱が設置されており、意見が入った際は施設長が確認を行い、職員と検討したうえで、受審施設としての回答を意見箱の横に掲示して子ども達や職員に周知しています。</p>		
<p>A—1—(2) 権利について理解を促す取組</p>		
<p>A②</p>	<p>A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>権利について児童が正しく理解できるよう、権利ノートや子ども向けの入所のしおりを正しく活用しています。権利ノートは入所時や心理担当職員(公認心理師)の面接の際に使用方法を説明しています。入所のしおり「はじめまして、ようこそ善隣館へ」は、文字がひらがなだけのしおりと漢字のしおりの2種類を準備しています。措置入所でも希望に応じて入所前の見学を受け入れており、担当職員が付き添って説明を行っています。入所後には子どもたちが集まる食事の時間に食堂で担当職員と一緒に自己紹介を行っています。評価項目A①で述べた各種委員会の他、毎月子どもたちが主体となって開催される児童会があります。児童会の記録では、子どもと職員が言葉遣いや友達同士の付き合い等について、活発に意見交換をしあう様子が確認できています。</p>		
<p>A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組</p>		
<p>A③</p>	<p>A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理担当職員(公認心理師)と連携してライフストーリーワークで子どもの生活歴や生き立ちの振り返りを行っています。家庭環境等でストレスやPTSDを抱えた子どもたちに対しては、定期面談とは別に生き立ちを振り返る時間を設けています。リビングケアの一環として、退所時には子どもの写真をまとめたアルバムを渡して、受審施設から離れた後でも自身で入所中の生活が振り返れるよう取り組まれています。また、学校から帰所後に決まった時間を設けて、職員と1日の振り返りを行い、心の整理を行うよう努めています。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
<p>A④</p>	<p>A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p> <p>岡山市の指導に従い施設内で検討会議を開いたり、外部講師を数日間呼んで研修を行ったりするなどしています。昨年度は、施設内暴力等検討委員会で不適切な関わりについてのマニュアルを独自に作成して、施設運営の改善を行うとともに再発防止に努めています。入所中の子どもには、施設内で言えないようなことは権利ノートに記入して直接行政機関に関わってもらえるよう声掛けを積極的に行っており、職員から子どもに対する不適切な関わりについての再発防止が徹底されています。今後も引き続き再発防止に努めるとともに、継続的な子どもや職</p>		

員の心のケアが行われることを望みます。		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもには一人ひとり職員が担当としてついており、入所する際には児童相談所と情報共有しています。評価項目 A②で述べたとおり、低学年向けの入所のしおりを使用して受審施設のルールや社会のルールを教えるとともに入所中の子ども達に対して自己紹介をするなどしています。児童指導員へのヒアリングでは「最初から指導的な関わりはせず、移行期の不安に寄り添いながら受審施設の生活に慣れてもらうよう努めている」とのことでした。家庭復帰や施設変更においては、自施設から離れても安定的な生活が送れるよう、担当職員が中心となって保護者や他施設への情報提供を行っています。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>退所する際に、担当職員が中心となり、退所後に安定した生活が行えるよう支援が行われています。住宅確保支援制度や緊急時の病院やシェルター等、各種社会資源等の紹介を行っています。退所後の支援として、保護者や子どもに対して施設内のお祭り、交流会等への呼びかけを行っています。受審施設では、子どもが退所した後に担当職員が異動したことで相談しづらい環境になることを考えて、退所前に児童会等で異動についての理解を促しながら退所後も相談しやすい雰囲気づくりに努めています。児童指導員へのヒアリングでは「東北地方まで一人暮らしの様子を見に訪問したり、大学に進学した子どものレポート作成の手助けをしたりしたケースもある」とのことでした。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の中で、子どもの表情や言動を注意深く把握しながら必要に応じて声かけを行っています。被虐待体験や家族との分離体験に伴う不安定な感情についても、職員会議とは別にケース会議で検討しています。支援計画は半年に1回の定期更新の他、随時必要に応じて計画を変更しています。心理担当職員(公認心理師)は心理面接を定期的に行うとともに、現場で業務を行っており、積極的に課題の把握に努めています。利用者アンケートでは「職員から大切にされている」や「話しやすい職員が多い」との意見がありました。</p>		

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>2日間の訪問調査中、日常生活の中で職員と子ども達と一緒に談笑したり、遊んだりしている様子があり、職員が子どもと過ごす時間を大切にされている雰囲気印象的でした。また、職員と大学の実習生がレクリエーションを企画していました。食事やお風呂の時間等は規則として目安は決まっていますが、個々の生活リズムや部活の有無等に応じて時間や順番を変えています。各担当職員は支援計画の作成や指導等に一定の裁量権があり、現場判断で柔軟に対応できる体制となっています。また、各担当職員が個別に話す時間を設けており、帰所後の20時以降に宿題等の確認とともに声かけを行っています。それ以外にも通院や買い物に付き添うなど個別に触れ合う時間が確保されています。夜間の職員体制は、2人体制で職員の寝室は子どもの居室に隣接しており、夜に目が覚めた時も大人の存在が感じられるように配慮されています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>児童会が月1回開催され、子どもたちが主体となって受審施設のルールの見直しや要望など、積極的に意見交換が行われています。また、A-1-(3)-①・A-2-(1)-②の通り、帰所後に主体的に取り組んだことや生活を振り返る時間を設けています。一方、職員への自己評価では「業務に追われて個別の時間をとれない事がある」や「見守る前に先回りをして手助けをしてしまう場面がある」とのことでした。子ども達の成長に期待し、1日のつまずきや失敗の体験を共有する中で一緒に問題を解決していくような支援が望まれます。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの情報提供や担当職員が作成する支援計画をもとに、発達状況に応じた学びや遊びの場が提供されています。高校生にはスマートフォンの使用を許可するとともに施設内での使用も一定の規則はありますが使用することが可能となっています。その他ボードゲームやゲーム機についても受審施設持ちのもの和个人持ちのものを分けています。また、流行りのスポーツも活動として取り入れています。訪問調査の際には、食堂には今流行りのバレー漫画があり、グラウンドで職員と子どもがバレーをしていました。受審施設全体の行事として、近隣のお寺の桜を見に行ったり、芸術鑑賞に行ったりしています。コロナで中止となっていた地域の老人会との行事も、開催に向けて協議中で、積極的に社会資源の開発を行っています。また、子どもの遊び場の提供として、別館「らくゆう」という遊び場スペースがあり、職員や一般のボランティア等が養育の一環としておもちゃ等を使いながら学びや遊びの提供を行っています。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>日々の日課の他、季節に応じた行事や料理教室の開催、地域イベントへの参加や畑や花壇の管理など、日常生活や社会生活を営む上での知識や技術を習得できるよう幅広い支援を行っています。施設内での守るべき決まりごとは職員だけで決めるのではなく、児童会で意見を吸い上げながら決定されています。高校生以降使用が許可されるスマートフォンの使用について、個人情報取り扱いや情報リテラシーについての支援は各担当職員が行っているとのことでしたが、マニュアル等は作成していないとのことでした。退所後の生活に大きく影響するスマートフォンの使い方について、購入時に正しい使い方を指導出来るようなマニュアル作成を検討してみたいかでしょうか。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>栄養士や調理師を中心として、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫されています。食事量は子どもの食事摂取量に応じて3段階に設定されています。出来立ての温かい食事が食べられるよう、個々の生活に応じて食事時間の変更を行っています。評価調査者が検食を食堂で行った際には、栄養士や調理師が配膳や下膳時に子どもに体調のことを聞いたり献立について意見を求めたりしていました。食堂には子どもが自由に意見を書き込める食事のノートが設置されており、食べたいものや食事に対する意見等が書き込まれていました。行事食については、バーベキューやお花見等を行っているとともに、子どもの誕生日には希望に沿ったメニューを提供しています。また、料理教室を毎月1回程度開催しており、子どものリービングケア訓練も行っています。また、栄養士と調理師で食育委員会を開催した後、職員会議で新メニューや行事食等について協議を行ったり部活がある生徒に弁当を準備したりしています。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類の洗濯は、中学生以上の子どもは毎日の入浴後に自分で洗濯するよう職員が促しています。小学生以下については、職員が洗濯をまとめて毎日行い、衣類の清潔保持に努めています。布団のシーツや学校の上履きや外履き靴等の洗濯は、各担当が必要に応じて1週間から2週間程度で声かけを行って実施しています。衣服のアイロンがけや補修等に関しては、職員とできる場合は一緒に行っています。衣類の購入については、個々の被服費の中で子どもの希望に応じて子どもと一緒に購入しています。職員のヒアリングでは「施設内での服装は、男女が</p>		

共同生活を行っている場なので、露出を控えた服を購入、着るよう声かけを行っている」とのことでした。		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各職員や子どもで受審施設の整備箇所の担当が決められており、自分たちで材料購入して修繕するなど施設全体で積極的に環境整備が行われています。2人部屋ひとつを除いて、子どもの居室は個室となっており、各担当職員が中心となって各居室の整理整頓を子ども達と一緒にしています。また、同じ階で生活する男女のプライバシーを守るため、2階に上がる階段を分けたり、男女の教室の間に仕切りを設けたりするなどして、プライバシーの確保に努めています。食堂やリビング等の共用スペースも、整理整頓が行われ清潔が保たれています。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の検温は、新型コロナウイルスの5類感染症移行後中止となっています。その代わりに、職員が起床後には手洗いやうがいをするよう積極的に声かけを行っているとのこと。その他の健康管理として、定期検診やインフルエンザの予防接種等を行っています。職員へのヒアリングでは「急な体調不良等により早退した子どもは、通院に同行して医師の指示を仰いでいる」とのことでした。日々の服薬管理については、薬は鍵のかかる部屋で職員が管理を行い、食事後に職員が持参して確実に服薬したことを確認しているとのこと。医療面や健康に関する研修については、昨年度研修を行っていることが記録で確認できました。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの情報提供をもとに、心理担当職員(公認心理師)や性教育・児童権利擁護委員会が中心となって性教育に関する教育や支援が行われています。評価項目⑲で述べた通り、子どもの発達に応じて支援プログラムを実施しています。児童会では性衝動や異性に対する言葉かけなど、職員が子どもにとって理解しやすい言葉で指導を行っている様子を記録で確認しています。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		

A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>子どもの暴力・不適応行動等について、毎日の日誌や引き継ぎ、職員会議やケース会議、各関係機関との情報共有で対応しています。一方、ヒヤリハットや事故報告書が確認できませんでした。子どもの危険行為や職員が重大事故につながりそうな事案について、日々の日誌や支援計画、およびケース会議等々とは別に、「ヒヤリハット」や「事故報告書」に記録することで、職員の意識改革とともに重大事故発生の防止につながります。今後は上記の雛形・記録ファイルを作成されることを望みます。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	㉒・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発育環境や問題行動の重大性に応じて、ベテランの職員を担当にしたり、保育士や児童指導員等の保有資格に応じて、専門性のある職員が対応するなどしたりしています。施設内暴力検討会委員会では、行政からの指摘を受けて不適切な対応に関するマニュアルも新たに作成されています。また、施設長や事務長は週に一度は岡山市のこども福祉課に出向いて、各種報告等を行っています。受審施設の行動観察記録では、暴力、イジメ、差別の予兆について発生場面や発生経緯などの詳細とともに、どのように対処すべきか記録されていることが確認できました。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢発達の状況に応じて、心理担当職員(公認心理師)が中心となって心理的ケアが行われています。心理面接は全ての子どもに対して月に2回から3回1時間程度行われており、中高生は静養室で心理担当職員(公認心理師)との会話を中心としてカウンセリングを行っています。低年齢の子どもに対しては、別館「らくうゆう」でプレイセラピー等を行っています。心理担当職員(公認心理師)自身も、児童相談所の心理担当職員と連携を取りながらスーパービジョン、ストレスコーピング、スキルアップのための研修に参加しています。心理担当職員(公認心理師)は現場の職員としても勤務に入っており、心理的ケアが必要な子どもの把握に勤めています。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>学習の時間を毎日1時間程度、子どもの帰所後に設けています。その他に、職員と複数の子どもと一緒に学習を振り返る時間も設けられています。また週に1</p>		

<p>回、学習ボランティアの訪問があり、子どもの希望に応じて科目を勉強できる時間が設けられています。授業で必要な準備物や宿題については、各担当が子どもの就学意欲や生活環境、心の状態に応じて声かけを行っています。特別配慮が必要な子どもや、障害のある子どもに対しては、学校と情報交換を行いながら学習面以外の支援も積極的に行われています。</p>		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの情報提供による進路についての意向確認や、施設職員が子どもと個別に関わる中で、本人の希望を伺いながら進路について自己決定が出来るよう支援しています。自己決定が困難な子ども(不登校の学生や障害のある学生について等)についても、本人の基礎学力や意欲に寄り添いながら、支援を行っています。職員へのヒアリングでは「自己決定が困難な子どもに対しては、まずは生活を整えることや本人の意欲が出るまで支援を行い、本人が先を見る力を得た段階で進路の支援を行う」とのことです。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・㉒
<p><コメント></p> <p>子どもの希望で資格取得を奨励しており、アルバイトや職場実習などについては希望に応じて支援を行っています。一方で、施設の取り組みとして実習先の開拓や事業主との連携等までは行えていません。子どもが働ける場所の拡大のため、近隣の事業主への広報・声掛け等を行ってみてはいかがでしょうか。</p>		
A—2—(10)施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員や退所前の担当職員が中心となり、児童相談所と連携して家族からの相談に応じる体制作りをしています。職員へのヒアリングでは「保護者との連絡は、必要事項だけを家族に連絡すると電話に出なくなる。子どもの発育や良い出来事等も積極的に家族に伝えることで、連絡が取りやすい関係を構築している」とのことでした。面会や外出、一時帰宅等については、児童相談所の職員とのやり取りが基本ですが、必要に応じて施設の職員が家族支援に関わることもあるとのこと。帰所後は子どもの様子を注意深く観察して、子どもの特別な変化や行動に対して適切に報告・対処している様子が記録によって確認できました。</p>		
A—2—(11)親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員だけが保護者と連絡するのではなく、各担当も児童相談所</p>		

と連携して親子関係の改善に努めています。保護者には普段の受審施設での生活状況を情報提供したり、外出や外泊等の困りごとの相談に応じたり、評価項目 A②③で述べたとおり、保護者が子どもを肯定的にとらえることが出来るような支援を行っています。一方で、職員の自己評価では「家族への支援を個人ではなく複数人で対応すればいいと思う」や「児童相談所とのやり取りにおいて時間がかかることがある」等の意見がありました。受審施設と児童相談所が一体となって総合的に親子関係の支援を行えるような体制構築が望まれます。